

発議案第 3 1 号

八千代市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

平成 2 3 年 1 2 月 1 5 日

八千代市議会

議長 林 利 彦 様

提出者	八千代市議会議員	嵐	芳	隆	Ⓔ	
賛成者	八千代市議会議員	木	下	映	実	Ⓔ
	同	山	口		勇	Ⓔ
	同	安	原		哲	Ⓔ

提案理由

昨年、全国809市のうち、合併特例法を適用していない774市を対象に実施された「市議会議員定数に関する調査結果」によれば、法定上限数未満を定数としている市は702市、実に90.7%の減員市率となっており、本市と同様に法定上限数34人となっている市の平均減員数は、6.92人との調査結果が示されたところである。

また、千葉県内36市の中で、人口10万人以上20万人未満の10市における平均定数も27.3人となっており、全国平均とほぼ同数を示している状況にある。

よって、現在の32人という定数については、全国及び千葉県内の市議会議員定数を比較し多い結果であり、他市との均衡を保つことも定数を定める上で観点であると考えらる。

さらに、長引く経済不況の中にあって、経費の軽減に寄与することも議会として当然の務めであり、議員定数の削減は避けられないものと認識することから、八千代市議会議員の定数を定める条例を改正したいとするものである。

これが、本案を提出する理由である。

八千代市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

八千代市議会議員の定数を定める条例（平成13年八千代市条例第27号）
の一部を次のように改正する。

本則中「32人」を「28人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の八千代市議会議員の定数を定める条例の規定は、同日以後初めてその期日を告示される八千代市議会議員の一般選挙から適用する。